

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

制定 令和3年7月1日規則第14号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規則で定める次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、管理者とし、次世代育成支援対策推進法施行令第2項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規則で定める職員は、管理者が任命する職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。